

平成30年6月27日（水）
第23回草津市景観審議会
資料1-1

《議事》

草津市屋外広告物条例施行規則の改正 について (東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区)

草津市屋外広告物条例の特徴と景観審議会への諮問

1 草津市屋外広告物条例の区域構成 と 目指すイメージ

- ①琵琶湖岸地域 : 高さや色彩に配慮し、対岸の山並みや、湖と空がつながる眺望景観と調和する。
- ②住宅地 : 統一感のある街並みを維持し、住民にとって住みよさや落ち着きが感じられる景観を創出する。
- ③幹線道路沿い : 高さや面積等に制限を設け、にぎわいの中にも秩序ある景観の創出を図る。
- ④モデル地区 : 良好な景観形成をリードする地区として面積や色彩等により厳しい基準を設けており、潤いのある景観と調和する。

+

- ⑤本陣通り地区 : 本陣などが残る東海道沿いの歴史的なまちなみを保全・創出する地区として、面積や色彩等により厳しい基準を設けており、落ち着いた佇まいのある景観と調和する。

2 許可の基準と見直しについて

条例

禁止広告物(第3条)
禁止物件(第4条)
禁止地域(第5条)

許可(第6条)

広告規制型景観形成地区
推奨基準適用地区(第7条)

許可の申請(第10条)
許可の期間、条件(第11条)
許可の基準(第12条)

代執行、違反に対する措置
(第19条～第27条)

手数料、罰則、**審議会への諮問**
(第28条～第34条)

許可基準の
見直しを行うもの

規則

**許可の基準
(第9条)**

改
正

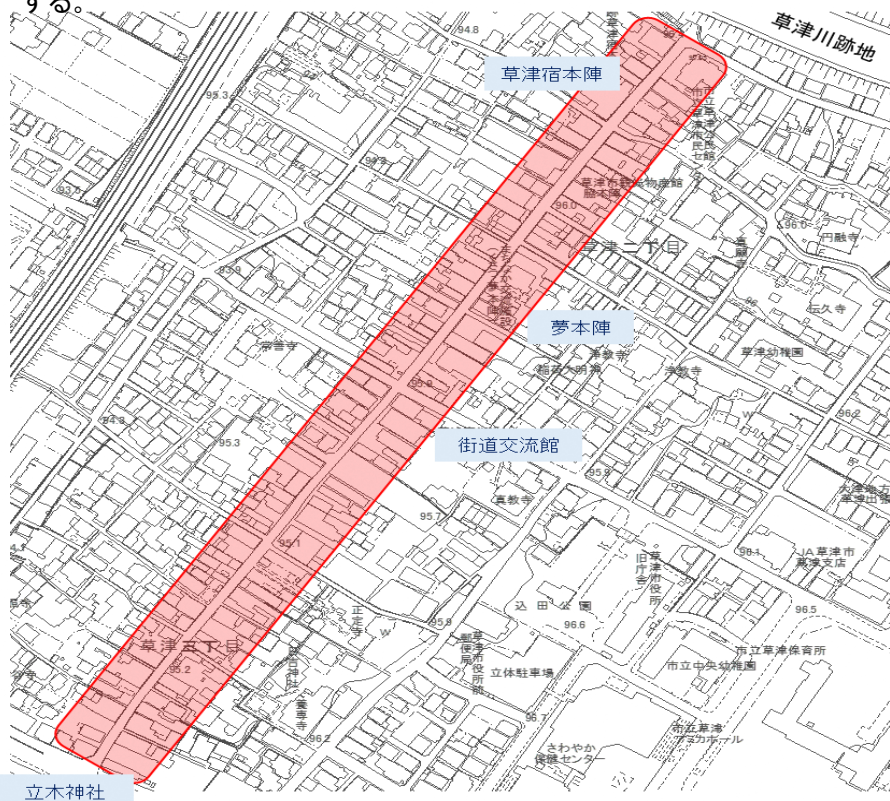
条例第29条
意見を聴く

条例第29条に基づき、景観審議会に意見を聴き、改正するもの

本陣通り景観形成重点地区(以下 本陣通り)の指定範囲

1 指定範囲

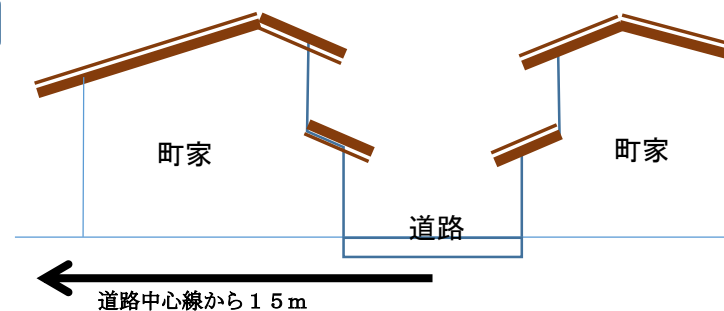
市道宮町渋川線のうち、県道山田草津線との交差点から市道草津2号線との交差点までの区間で、道路中心線から15mの範囲を指定範囲とする。



●15mの設定根拠

街道沿いの建築物の特徴である「切妻平入」の勾配屋根が道路境界に面して建っている場合に、その屋根すべてを包含する範囲とする。

断面図



例)万善呉服店(草津三丁目)

左の写真のように、街道沿いに面して建築されている場合で、隣接地が駐車場等の場合、前面道路から建築物の妻側が大きく見えている。

15mの範囲については届出対象範囲とし、基準への適用を求める。

景観計画における【本陣通り】の基本目標および基本方針

基本目標：歴史街道の佇まいと賑わいを創出する景観づくり

- 歴史街道としての佇まいを感じる景観づくり
- 時とともに魅力が高まる景観づくり
- まちの賑わいを創出する景観づくり
- 住民協働による景観づくり
- 安全・安心に配慮した住みよい景観づくり



景観形成の基本的な方針

○史跡草津宿本陣などが残る東海道沿いの歴史的なまちなみを活かした景観形成やまちづくりを推進します。

○建築物、屋外広告物および工作物等が違和感なくまちなみにとけ込むよう、店舗や地域のコミュニティスペース等の活用を図り、歴史的な趣を残す工夫をするなど、通りの個性や魅力を高める景観の創出に努めます。

本陣通りの 屋外広告物条例 基本目標および基本方針

1 広告物の表示および掲出物件の設置に関する基本的な考え方

広告規制型景観形成地区として指定する市道宮町渋川線のうち、県道山田草津線から草津川跡地までの区間は、現存する本陣の中でも最大級の国指定史跡草津宿本陣があり、東海道の歴史を色濃く残すまちなみである。

この佇まいを活かし、まちの賑わいや住みやすい景観づくりを目指すため、景観法に基づく住民提案制度を活用し、土地所有者等の同意を得て景観形成重点地区(以下 重点地区)の指定提案を受け、景観計画の変更を行い、重点地区に指定するものである。

今回、当該区間における重点地区の指定と合わせて広告規制型景観形成地区とすることで、**歴史街道にふさわしい佇まいの中にも、まちの賑わいを創出していくための広告物の秩序ある設置**が実現し、よりいっそう良好な沿道景観の保全と創出が図れるものとする。

2 広告物および掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

草津市屋外広告物条例施行規則(平成24年草津市規則第40号)別表第2第3項に掲げる許可の基準とする。

景観計画における【本陣通り】の看板の景観形成基準

下線部分…歴史街道軸の基準に追加する項目

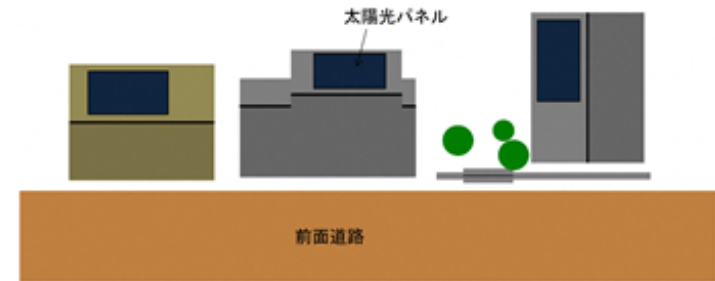
自動販売機の設置

自動販売機の設置に際しては、周囲の景観に調和するよう、位置や外観の色彩、木製の囲い等の設置をするなどして配慮する。



太陽光パネルの設置

前面道路からは見えない位置に設置すること。



看板

①原則として、自家用に供するもののみとする。

②けばけばしい色彩のものや、激しい導光・点滅等をするものを使用しない。また、趣のあるデザインや、自然素材又はこれに準ずるものを用いるなど、店舗及び街並みとの調和に配慮する。



掲出する場所における広告物の種類と本陣通り規制

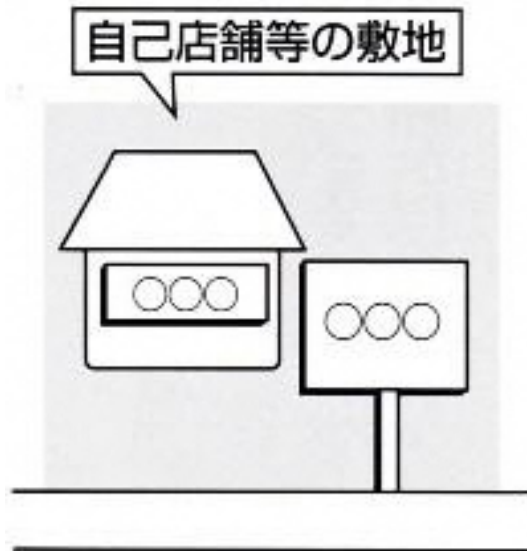
- **自家用広告物** (⇒ **許可申請もしくは届出により認める**)

自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名、商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、**自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物または掲出物件**のことをさします。

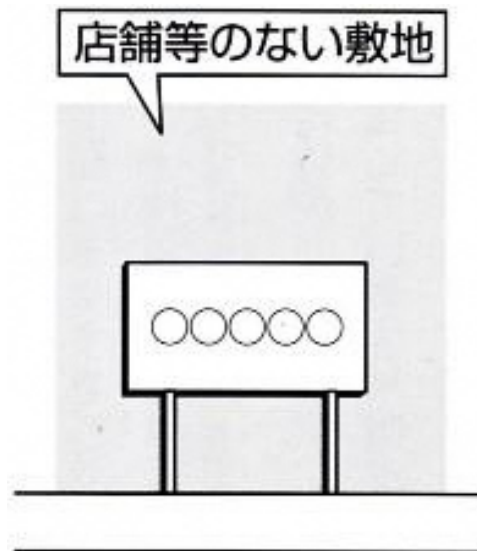
- **非自家用広告物** (⇒ **原則 許可しない**)

自家用広告物以外をさします。非自家用広告物のうち事業をしている場所への誘導する標識を、**案内図板**とし 案内表示が全体の4割以上必要と定義しています。

⇒本陣通りのある草津一丁目～三丁目エリアにある事業所等への案内図は認める



自家用広告物



非自家用広告物



案内図板

地図や案内表示が4割以上

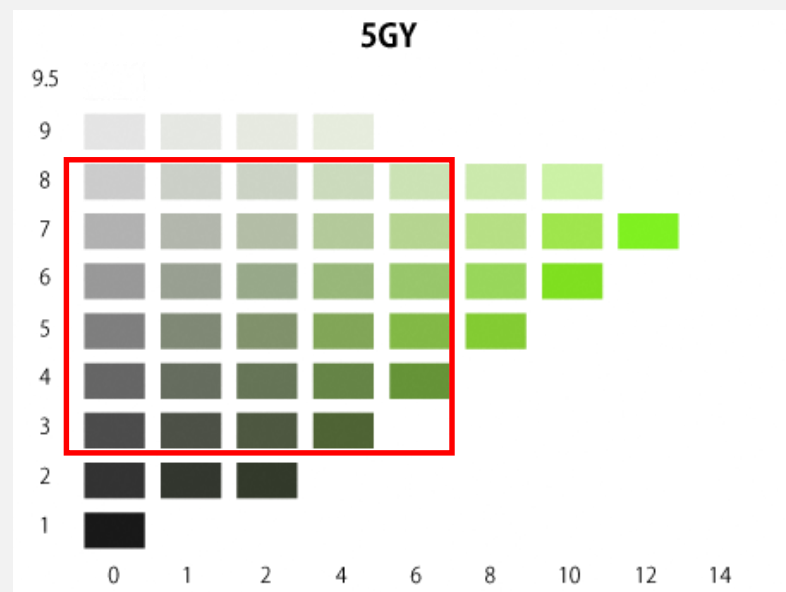
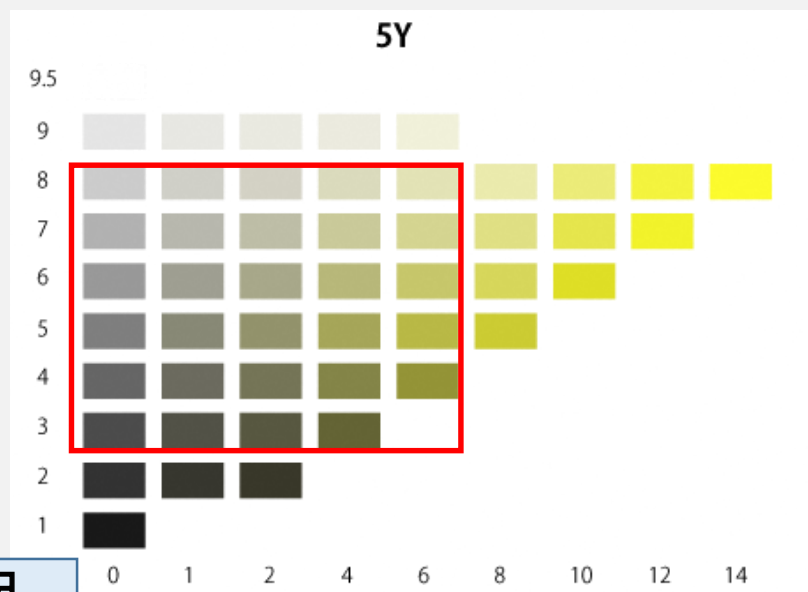
下地の色彩規制について

表示面の下地の色彩規制

※規則別表第2【第9条(許可の基準)関係】

本陣
地区

- 広告物の下地には、次の色彩は用いない。(使用面積に関わらず上限 有)
- ・ YR～Y系 … 彩度6を超える色
- ・ GY～R系 … 彩度6を超える色



追記
事項

- ・ 支柱、枠、板面の裏等の色彩は、建物の色彩基準と同系色とする等、景観と調和する色彩を用いること。
- ・ 自然素材を積極的に採用すること

下地以外の部分の色彩規制について

表示面の下地以外の部分の色彩規制

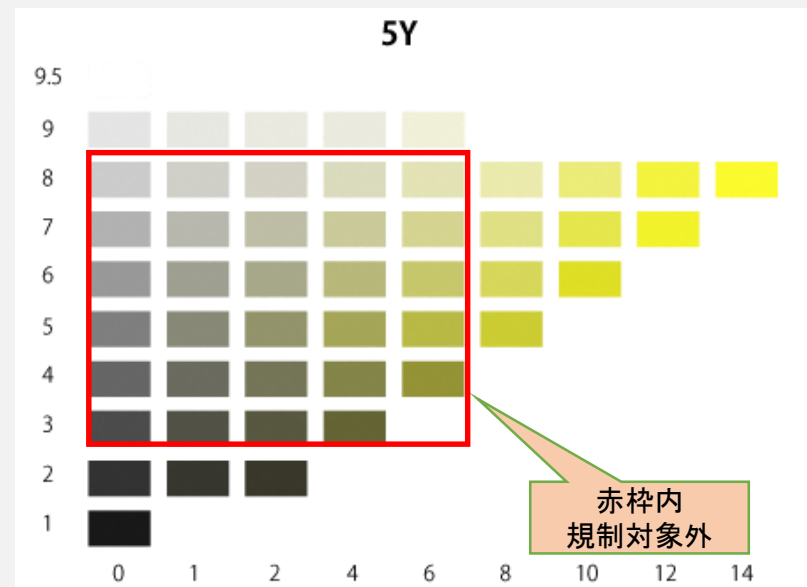
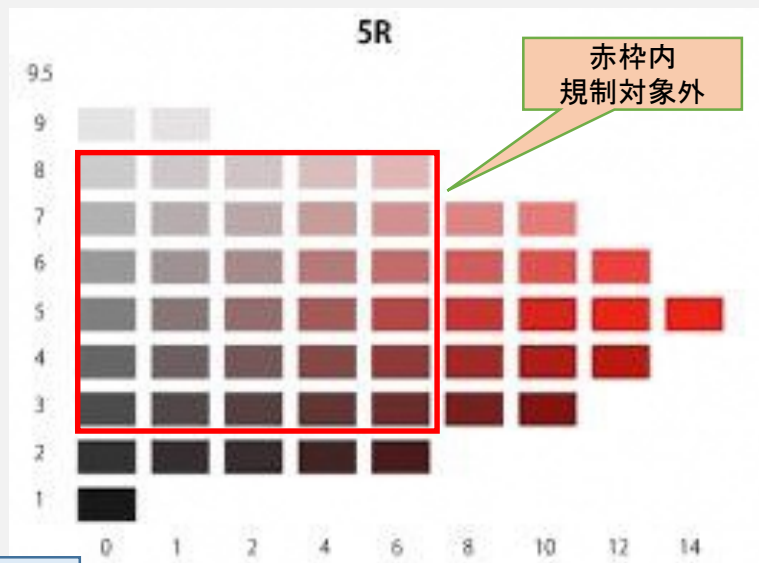
※規則別表第2【第9条(許可の基準)関係】

本陣
地区

●表示面の下地以外において、次に示す高彩度色を使用する場合は、
広告物の面積の2分の1を超えることができない。

・R系 … 彩度6を超える色

・R系以外 … 彩度6を超える色



追記
事項

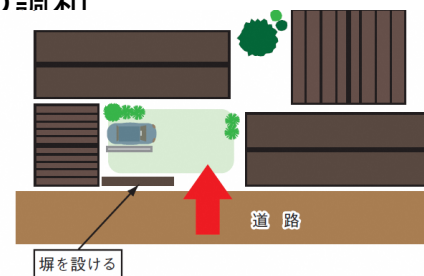
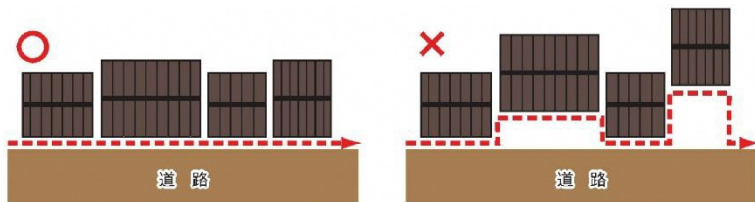
- ・動画を表示するもの、点滅や回転(警告用は除く)するものは設置しないこと。
- ・文字や抽象化したイラストのみとし、写真や細かなイラストは表示しないこと。

景観計画における【本陣通り】の建物位置・形態 景観形成基準

位置

①周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めること。**(広告物を統一する建物壁面線からの突出を避ける)**

②駐車場の設置などにより、通りから壁面を後退させる場合は、周辺景観との調和に配慮し、塀等を設置して壁面ラインの連続性に配慮すること。



形態

①周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもっているため、これらの形態との調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設けること。

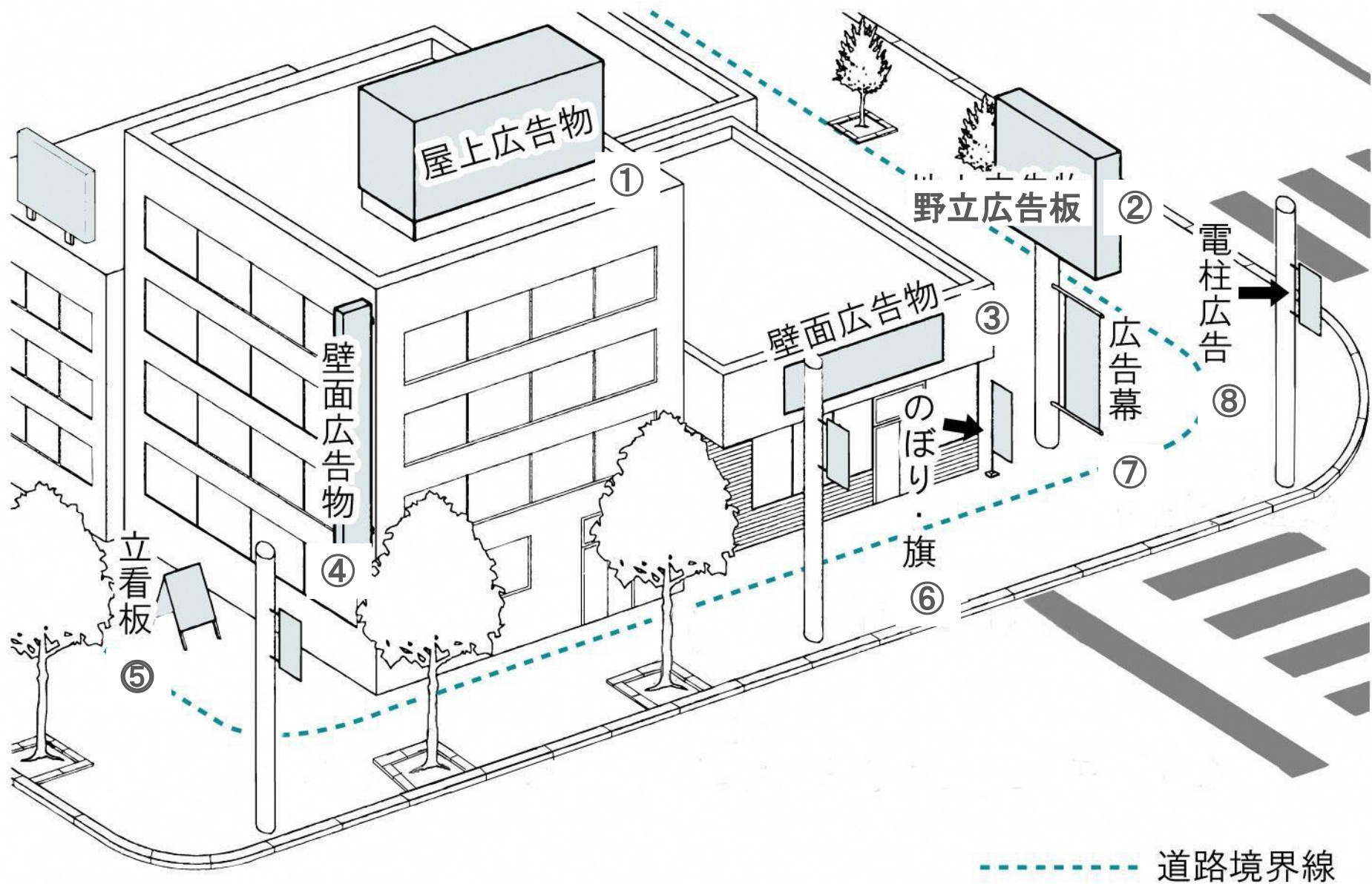
また、大規模建築物の3階以上の部分は道路境界から2.7m(一間半)以上セットバックさせるなど、周辺の街並みとの調和や上空への見通しの確保に努めること。

**3階以上の
広告物表示
を原則禁止**



**形態を揃える
屋根・壁面線
から広告物が
突出しない**

一般的な屋外広告物の種類



本陣通りの屋外広告物規制のイメージ



屋上広告物 ①

1階屋根のみ設置を認める。

野立広告物 ②

高さ 6m まで認める
道路境界線を出ないようにする。

* 建物の屋根・壁面線より突出しない
ように規制を行う。



本陣通りの屋外広告物規制のイメージ



壁面広告物 ③

- ・1階および2階の壁面表示のみ許可
(1階と2階の壁面合計の1/4を
上限とする。)
- ・3階以上の場合は、建物名称・管理
表示のみ可能とする

突出広告物 ④

突出幅1.5mまで
道路境界線を出ないようにする。

* 建物の壁面線より突出しないように
規制を行う



本陣通りの屋外広告物規制のイメージ



立看板 ⑤
のぼり ⑥
広告幕 ⑦

周辺と調和した色彩

本陣通りの屋外広告物規制のイメージ



電柱広告物 ⑧

非自家用広告物 案内図 ②

指定する通りのある草津一丁目～三丁目にある事業所等への案内表示のみ認める



改正後の経過措置について

下地の色彩規制の適用における経過措置について

現行の草津市屋外広告物条例において適法に掲出されている屋外広告物のうち、新基準に適合しなくなるものについては、原則として、**新基準が施行されてから1回目の許可より3年後までに改修を行うこととします。**

